

経 済 産 業 省

2 6 保 電 安 第 6 号

平成 2 6 年 3 月 3 1 日

中国四国産業保安監督部電力安全課長 殿

経済産業省商務流通保安グループ電力安全課長

「電気事業法の規定に基づく主任技術者資格等に関する省令」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に係るダム水路主任技術者の学歴について

ダム水路主任技術者の学歴については、「電気事業法の規定に基づく主任技術者資格等に関する省令」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に規定しているところであるが、これら規定のうち土木工学に係る学歴については「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」、「土木工学の課程を修めて卒業した者」、「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と) 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」としている。

今回、別添のとおり、「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」、「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と) 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」について、その者が修得すべき土木工学に関する履修科目を例示することにより、ダム水路主任技術者の学歴の確認に資することとした。

なお、「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」は、平成 2 6 年 3 月 3 1 日付け 2 0 1 4 0 3 2 0 商局第 1 号をもって改正されているので、あわせて参考とされたい。

(別添)

「電気事業法の規定に基づく主任技術者資格等に関する省令」及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」に係るダム水路主任技術者の学歴について

ダム水路主任技術者の学歴については、「電気事業法の規定に基づく主任技術者資格等に関する省令」（以下「主任技術者省令」という。）及び「主任技術者制度の解釈及び運用（内規）」（以下「内規」という。）に規定しているところであるが、これら規定のうち土木工学に係る学歴については「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」（主任技術者省令）、「土木工学の課程を修めて卒業した者」（内規）、「（高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と）同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」（内規）としている。

今回、「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」、「（高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と）同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」について、その者が修得すべき土木工学に関する履修科目を例示することにより、ダム水路主任技術者の学歴の確認に資することとした。

1. 「土木工学に関する学科」とは、工学系の学科名で「土木工学科」をいうが、大学等の学部学科名において、昨今、土木工学という名称を用いなくなりつつあり（例えば、大学においては、土木工学科のカリキュラムを見直し、都市工学科、環境工学科、等の名称に変更しているところもある、また、農業土木学科のカリキュラムを見直し、生物環境工学科、等の名称に変更しているものがある。）、授業カリキュラムも多岐にわたっていることから、土木工学に係る学歴については、学科名のみで判断することが適切でなくなっている。このため、大学、高等専門学校、高等学校等において、土木に関する一定の科目を修得して卒業したことが確認できれば、「土木工学に関する学科を修めて卒業した者」と認めることとする（例えば、農業土木では、その教育科目の中に土木工学に関する科目も含まれている場合がある。）。
2. なお、学科名だけでは土木工学に関する科目を履修したと判断できない場合、申請の際に卒業した学校で発行される修得学科目証明書等を添付させるなど、土木工学に関する一定の科目を修得したことを確認していくことが必要である。
3. また、「（高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と）同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」（内規 2.（2）②参照）には、土木工学科の課程を卒業していないが、土木に関する一定の科目を履修し卒業したことが確認できる場合には、認めてもよい（例えば、農業高等学校の教育課程には、農業科学科、園芸科学科、畜産科学科、農業土木科、食品科学科などがあるが、農業土木科では農業

土木設計、農業土木施工、測量などが履修科目となっている。))。

〔学科名（授業科目）〕

- (1) 材料力学に関する科目（材料力学、構造力学、等）
- (2) 構造工学に関する科目（橋梁工学、コンクリート工学、等）
- (3) 土質工学に関する科目（土質力学、土質工学、等）
- (4) 河海工学に関する科目（水理学、河川工学、港湾工学、等）
- (5) 交通工学に関する科目（道路工学、鉄道工学、等）
- (6) 衛生工学に関する科目（上下水道学、等）
- (7) 材料及び施工に関する科目（測量学、施工法、土木材料、等）
- (8) 土木計画に関する科目（交通計画、都市計画、国土計画、農村計画、等）
- (9) その他実習等（土木設計、製図、測量実習、等）

（注）学校教育法による大学において履修する土木工学科の主要科目を例示した。大学においては、上記例示から7科目の修得を必要とする。なお、学科名は必ずしも土木工学科である必要はなく、例えば、都市工学科、環境工学科、農業土木学科など土木に関する一定の科目が含まれる学科についても、その修得科目により判断をしてもよい。また、学科名だけでは土木工学に関する科目を履修したと判断できない場合、申請の際に、卒業した学校で発行される修得学科目証明書等を添付させるなど、適切に審査することが必要である。

学校教育法による高等専門学校、高等学校等において履修する土木工学科の科目は大学ほど専門化されていない場合もあり、1教科で複数の授業科目を含んでいる場合もある。このため、申請の際に、教科や授業科目の内容について、卒業した学校で発行される修得学科目証明書等を添付させるなど、適切に審査することが必要である。この場合、高等専門学校、高等学校等においては、上記例示から4科目の修得を必要とする（例えば、農業高等学校の教育課程には、農業科学科、園芸科学科、畜産科学科、農業土木科、食品科学科などがあるが、農業土木科では農業土木設計、農業土木施工、測量などが履修科目となっている。また、農業土木設計の教科については、文部科学省の学習指導要領によれば、上記科目の例示のうち（1）、（2）、（3）、（4）にわたる内容となっており、履修内容に応じた複数科目の修得についても確認することが必要である。))。

なお、大学等の土木工学科等を卒業した者が、単位の関係で土木に関する一定の科目が履修されていない場合であっても、例えば、高校で履修した土木に関する科目を合わせると一定の科目を履修したと考えられるなど、履修科目の取得状況によっては、「(高等学校以上において土木工学の課程を修めて卒業した者と) 同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」に該当する場合もあるので注意されたい。